

## 特定建築物（建築物衛生法適用施設）の貯水槽の管理

特定建築物とは

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館等、多数の者が使用又は利用し、面積が3000m<sup>2</sup>（学校教育法に規定する学校は8000m<sup>2</sup>）以上の建物をいいます。

特定建築物の設置者の責務

特定建築物の設置者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し、保健所生活衛生監視事務所へ使用、休止、廃止について届け出ることが必要です。なお、特定建築物に設置される貯水槽は水槽の大きさに関係なく建築物衛生法の管理基準を遵守しなければなりません。当核、給水施設が簡易専用水道（水道法）にも該当する場合には建築物衛生法のほか水道法によっても規制されます。従って、貯水槽についての管理基準は簡易専用水道の管理基準を遵守するとともに、つぎのことが義務付けられています。

### 1 簡易専用水道の管理基準のすべてを遵守

2 残留塩素の測定	給水栓水で7日以内ごとに1回	
3 飲料水の水質検査 （水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合における、当該飲料水の水質検査を行うこと）	給水栓水で16項目を6ヶ月ごとに1回 （下線項目は検査の結果、基準に適合した場合、次回に限り検査を省略できる項目）	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、 <u>鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物</u>
	トリハロメタン等の消毒副生成物 ※12項目を1回/年（毎年6月～9月までの間に1回検査を実施）	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン
4 貯水槽の清掃、補修終了時の5項目水質検査	清掃、補修終了時に残留塩素、色度、濁度、臭気、味	